

岸和田市緑地保全等審議会の会議及び会議録の公開に関する要領（案）

制定 平成 28 年 9 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要領は、岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例（平成 17 年条例第 25 号。以下「条例」という。）及び岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 34 号。以下「規則」という。）の規定による岸和田市緑地保全等審議会の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（非公開の決定等）

第 2 条 審議会の長は、会議の開催の決定後すみやかに条例第 3 条第 2 項の規定により会議の全部又は一部を公開又は非公開とすることを決定する。

2 同一会議において非公開とする事項とその他の事項とを審議するときは、非公開事項を審議した後、公開するものとする。

（会議開催の事前公表）

第 3 条 公開する会議の事前公表は、会議の開催日の 7 日前までに市ホームページへ掲載することにより行うほか、可能な範囲で市広報に掲載する。

（会議の傍聴等）

第 4 条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は原則として 5 人とする。

2 定員には報道関係者、介助者等含むものとする。

3 傍聴人の決定は、市民及び事業者に該当するまたは該当しないにかかわらず先着順により決定する。

4 傍聴人の受付は、会議場前において会議の開始の 30 分前から 10 分前までの間に行う。ただし、定員を超えた場合はその時点で受付を終了するものとする。

5 前各項にかかわらず、審議会の長が特に必要と認めるときは、傍聴人の定員及び決定方法を別に定めることができる。

（傍聴できない者）

第 5 条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

（1）銃器その他危険物を携帯している者

（2）酒気を帯びていると認められる者

（3）張り紙、ビラ、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者

（4）前各号に定めるもののほか、審議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第 6 条 傍聴人は会議場において規則第 4 条第 4 項各号に規定する事項を遵守しなければならない。

（事務局の指示）

第 7 条 傍聴人は、事務局係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第 8 条 傍聴人が条例または規則もしくはこの要領に違反するときは、審議会の長はこれを退去させることができる。

（会議資料の閲覧）

第 9 条 会議資料は、原則として委員と同じものを審議会の当日に会議場内において傍聴人数分を貸し出し、会議後回収するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等その他大量に準備できないことが相当と認められるもの等については、会議が終

了するまでの間、会場内に備え、傍聴人の閲覧に供するものとする。

- 2 審議会の長は、会議資料に岸和田市情報公開条例（平成 12 年条例第 9 号）の規定に基づき公開することができないものとされている情報が記載されているおそれがあると認められるときは、会議資料の一部を非公開とすることができる。

（会議録の作成）

第 10 条 会議録は事務局が素案を作成し、審議会の長が調整のうえ、審議会の長及び会議において審議会の長が指名した 1 名以上の委員が承認しなければならない。

- 2 会議録に記載する審議の内容の記述は、発言者については会長、副会長、委員、事務局または部署名のいずれかで表すものとし、発言された内容においてはその要旨とする。

（その他）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 3 日から施行する。